

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を次のように改定する。

	現 行	平成26年度(案)	平成27年度以後(案)
年間支給月数	3 . 1 6	3 . 3 6 (0.20)	3 . 3 6 (0.20)
6月	1.455	1.455(- - -)	1.555(0.10)
12月	1.455	1.655(0.20)	1.555(0.10)
3月	0.250	0.250(- - -)	0.250(- - -)

2 施行期日等

- (1) 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
本改正後の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- (2) 平成27年度以後に支給する期末手当に係る改正 平成27年4月1日